

議員発議案第1号

新規就農者の確保・育成に関する意見書

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行により生産力の低下が懸念されることに加え、昨年12月のTPP11協定に続き、本年2月にはEU・EPAが発効し、さらには、日米貿易交渉が大枠合意に達するなど、国際競争はますます激化しており、本県の多くの担い手が将来の経営に不安を抱いている。

そのような中、農業次世代人材投資事業は、気象災害等の影響を受けやすい農業に挑戦しようとする青年等にとって、不安解消や意欲向上につながる効果の高い事業となっており、今年度からその対象年齢も45歳未満から50歳未満に引き上げられ、さらに安定的な運用が求められているところである。

しかしながら、この事業の本年度予算は、昨年度から約20億円減額され、都道府県への当初の配分額が要望額を下回ったため、本県においては、新たに交付を受けようとする者への採択時期が例年より遅れる事態となるなど、交付予定者の負担が大きくなっている。

よって、国会及び政府においては、当該事業の運用が農業分野における新規就農者の確保・育成に与える影響について、現場の声を十分に踏まえ、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 農業次世代人材投資事業が、就農希望者の研修や就農に与える影響が甚大であることを十分に踏まえ、全ての交付対象者に円滑な交付が進められるよう、本年度予算において必要額を確保するとともに、当該事業の継続と令和2年度以降も要望をふまえた十分な予算を確保すること。
- 2 同事業において、就農希望者が特定の条件により交付対象から一律に排除されることがないよう、事業の運用について配慮すること。
- 3 就農希望者が安心して農業に就業できるよう、新規就農者の確保・育成に係る予算のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

宮崎県議会

衆議院議員	長	島	理	森	殿
参議院議員	長	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	臣	倍	晋	三郎	殿
内閣務大臣	臣	生	太	殿	殿
農林水産大臣	臣	藤	拓	殿	殿
内閣官房長官	官	江		義	殿
		菅		偉	